

健感発第 0611004 号
平成 19 年 6 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



生後 12 月未満の時点で麻しん及び風しんのワクチン（MRワクチン）の
接種を受けた児の定期の予防接種における取扱いについて

標記の件について、別紙 1 のとおり照会があり別紙 2 のとおり回答したので、御了
知願いたく、貴管内市町村に対する周知方お願いしたい。



健感発第 0611003 号
平成 19 年 6 月 11 日

青森県健康福祉部長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



生後 12 月未満の時点で麻しん及び風しんのワクチン（MRワクチン）の
接種を受けた児の定期の予防接種における取扱いについて（回答）

平成 19 年 6 月 8 日付け青保第 527 号をもって照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答する。

記

生後 12 月未満の時点で麻しん及び風しんのワクチン接種を受けた児については、
予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する「当該
予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者」に該当しないことから、定期の
予防接種の対象者として差し支えない。



青保第527号
平成19年6月8日

厚生労働省健康局結核感染症課長 殿

青森県健康福祉部長
(公印省略)

生後12月未満の時点で麻しん及び風しんのワクチン(MRワクチン)の
接種を受けた児の定期の予防接種における取扱いについて(照会)

予防接種法の運用に関し、以下のとおり疑義を生じたので照会します。

記

生後12月未満の時点で麻しん及び風しんのワクチン(MRワクチン)を任意接種した児が、
麻しん及び風しんの第一期予防接種の対象年齢に達した場合に、当該児に対して、定期
の予防接種を実施することは可能か。